

北海道「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔北海道協議書より抜粋〕

本道は、豊かな自然環境や景観をはじめとして、食と一次産業、温泉、歴史・文化、様々な体験メニューが楽しめるアウトドアなど、豊富な観光資源を有しております。

本道観光産業は、こうした強みやポテンシャルを活かしながら、国内外の他地域との差別化を図り、高いブランド力と知名度により、リーディング産業の一つとして、地域経済をけん引する重要な役割を担っており、関連する様々な産業とともに、交流人口の増加などによるにぎわいの創出や、消費の拡大など幅広い経済効果をもたらすことが期待されます。

道では、「北海道観光のくにづくり行動計画」の下で、観光地づくり、誘客促進や受入体制整備といった施策を進めてきましたが、感染症の世界的な流行による観光需要の激減に直面したほか、観光需要の季節偏在や地域偏在はもとより、広域移動手段の脆弱さ、人手不足によるサービス供給力の低下、リスク対応への不安などといった課題も顕在化し、さらにはSDGsや脱炭素化といった新たな社会的要請への対応も求められるなど、本道観光を取り巻く状況は大きく変化してきております。

こうした中、旅行者目線の取組や、顕在化した課題の克服、広域的な視点に立った施策の推進などにより、旅行者の満足度や利便性を高め、さらに多くの旅行者を呼び込み、地域における消費を増加させるといった、地域経済と観光振興の好循環を生み出す、世界が評価する「観光立国北海道」の実現を目指すことが重要となっています。

このため、観光施策の効果を享受する道内外からの宿泊者に広く負担を求めることで安定的な財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図ることが必要であり、観光振興を目的とした税として、道内の宿泊施設に宿泊する者に対し宿泊税を課することとするため、この条例を制定したものであります。

2. 概要 [北海道協議書より]

課税団体	北海道
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万円未満 100円 ・ 2万円以上5万円未満 200円 ・ 5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約44.8億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約3.2億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

北海道宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

北海道及び定額制を採用している道内市町村（札幌市など）の宿泊税の課税標準は、いずれも「宿泊施設への宿泊数」であり、課税標準の一部又は全部について、形式的にも実質的にも重複していると考えられる。

なお、宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、北海道宿泊税の課税標準は、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、既に導入済みの道内市町村の宿泊税に係る負担と合わせて

- ・ 札幌市域内の税額は、道税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上）
- ・ 小樽市・釧路市・北見市・網走市域内の税額は、道税と合わせて一泊につき300円（同2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、700円（同5万円以上）
- ・ 赤井川村域内の税額は、道税と合わせて一泊につき100円（同8千円未満）、300円（同8千円以上2万円未満）、700円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上）

- ・ ニセコ町域内の税額は、道税と合わせて一泊につき200円（同5,001円未満）、300円（同5,001円以上2万円未満）、700円（同2万円以上5万円未満）、1,500円（同5万円以上10万円未満）、2,500円（同10万円以上）である。

上記税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

また、現在定率制（税率：2%→3%へと変更協議中）を導入している倶知安町域内では、一人あたりの宿泊料金に応じ、倶知安町宿泊税額（税率3%）から北海道宿泊税の税率相当分を税額控除したものを課することとしている。このため、北海道宿泊税と倶知安町宿泊税の合算額は「宿泊料金×3%」となり、オフシーズンで8割を占める1万1千円未満の宿泊料金だと330円未満の金額、ハイシーズンで8割を占める3万5千円未満の宿泊料金だと1,050円未満という金額であり、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。また、より高額な宿泊料金に対してもその担税力に応じて課されるものであることから、著しく過重とまでは言えないと考えられる。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

北海道宿泊税は、北海道内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（3）「（1）及び（2）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

北海道宿泊税は、（1）②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）

の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道倶知安町「宿泊税」の変更について

1. 変更の理由 〔倶知安町協議書より抜粋〕

(1) 倶知安町の宿泊税について

倶知安町(以下「本町」。)では、世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和元年11月に、宿泊料金の2%を税とする定率制での倶知安町宿泊税(以下「町宿泊税」。)を導入した。宿泊税を導入した効果で、地域DMOである(一社)倶知安観光協会の事業や2次交通対策など、様々な観光施策に活用し、来訪する宿泊客や特別徴収義務者等の町内観光事業者にご満足いただけている。本町には宿泊税が、貴重、かつ、重要な財源になっており、宿泊税無しでは本町の観光施策は成り立たない状況である。

(2) 北海道が宿泊税を導入することについて

令和6年12月、北海道議会において「北海道宿泊税条例(以下「道宿泊税条例」。)」が上程された。この条例が可決され、かつ、総務省同意が成立すると、早ければ令和8年4月より北海道全域に北海道宿泊税(以下「道宿泊税」。)が導入されることになる。道宿泊税は、3段階の「段階的定額制」を採用しており、本町の町宿泊税は「定率制」である。仮に、このまま道宿泊税の段階的定額制と町宿泊税の定率制が混在することになれば、特別徴収義務者(以下「事業者」。)の混乱及び「過重な事務負担」になることは明らかである。本町の事業者の負担を軽減するために、本町から北海道に、「道宿泊税のうち倶知安町地域は定率制を採用するよう」要望を繰り返し行ったところ、北海道と倶知安町において次の合意が成された。

「倶知安町地域は定率制と段階的定額制の混在を回避するため、道宿泊税を適用しない。条件として、町が道宿泊税相当額を道に交付すること。」この合意により、道宿泊税条例の一部が修正され、北海道議会にて道宿泊税条例が可決された。

この道宿泊税条例の改正により、倶知安町を道宿泊税の適用除外とし、町宿泊税の用途として道に対して道宿泊税相当額を交付金として交付する方式(以下「交付金方式」。)が採用されることになったが、この方式では交付金部分が地方税法の適用外となるため、法定外目的税として検討していくことが困難になるとの判断に至ったところである。

(3) 町宿泊税の税率変更について(交付金方式での制度改正)

道宿泊税条例の可決により、町宿泊税の定率制を維持するには、「北海道に道宿泊税相当額)を町から交付」しなければならないと判断し、町宿泊税の税率変更のための条例改正を令和7年3月議会にて議決された。この条例改正の理由は以下のとおりである。

令和5年度町宿泊税の申告書をベースに、道宿泊税相当額を算定したところ、道宿泊税相当額は町内の宿泊料総額の0.67%程度である。この財源は倶知安町が確

保しなければならない。また、本町では今後の財政需要の増加が見込まれている。

以上のことから観光振興施策の財源不足が見込まれるため、以下の課題解消のためには町宿泊税の税率の変更が必要になる。

- ・令和8年度より北海道への交付金が生じる
 - ・物価高騰により宿泊料金も上昇し、それに伴い宿泊税も今後増収を見込む一方で、圧倒的な人手不足の中にあつて、各事業費が上がっているとともリゾートの成長に伴うインフラ整備で新たな支出も見込まれる
 - ・結果的に事業費の伸び幅が宿泊税収の伸び幅を上回り、財源の枯渇が懸念される状況にある
 - ・増大する財政需要に対し、宿泊税とともに様々な財源確保の検討が必要な状況
- 以上の理由から、町宿泊税の税率を2%から3%に引き上げたものである。

(4) 事業者の事務負担と納税義務者の公平性について

交付金方式では、道宿泊税相当分を町宿泊税の一部として町が道に代わって徴収し、北海道に交付することになるため、道宿泊税を事業者が別に算定・納入することを避け、宿泊事業者に過重な負担がかからないとしてきた。これは道宿泊税を含む税率3%の町宿泊税を徴収することで達成できたところである。

しかしながら、(2)で触れたように、交付金方式では町から道への交付金が地方税法の適用外となるため、法定外目的税として検討していくことが困難との判断に至ったことから、制度変更として交付金方式から道税控除方式へ移行することについて、令和7年6月議会において町宿泊税の条例改正を行った。この改正によって、道宿泊税の賦課徴収権は町が受任し、町内で両方の課税対象となる町道宿泊税を併せて賦課徴収できる仕組みとなり、制度全体がよりわかりやすくなったところである。

また、個々の納税者に対しては、道宿泊税及び町宿泊税をそれぞれの税率で負担していただくことになり、倶知安町の納税者と道内他地域の納税者の間には差は生じず、北海道内での「負担の公平性」も担保されることになる。

(5) 町宿泊税の税率変更について(道税控除方式での制度改正)

(3)により、交付金方式の採用に合わせて、町宿泊税の税率を3%に設定していたが、交付金方式から道税控除方式に制度変更を行ったところである。この制度変更は次のとおりである。

○税率3%から道宿泊税額を控除したものを町宿泊税とするもの

○倶知安町においても、他の市町村と同様に道に払込みを行う方式をとることとし、道宿泊税に係る賦課徴収と町宿泊税の賦課徴収とを一体的に行うもの

○道宿泊税が不足する部分の整理

具体的には宿泊料金が3,333円以下の宿泊料となった場合、道宿泊税に不足が生じることになる。

例：宿泊料金2,000円の場合

2,000円の3%→納税額60円＝道税100円に対し40円不足

次の対応とするため所要の改正を行った。

- ① 徴収した町道宿泊税全額の60円を道に支払う。
- ② 道税不足分の40円を町から道に第三者納付として支払う(町宿泊税条例第11条の2第1項)。

この不足分は、一般会計に予算計上し支出(宿泊税を特定財源として充当するもの(町宿泊税条例第1条))。

- ①+②として、合計100円を町から道に支払う。

※40円は町が事業者に代わって道に払ったことになる。

→ 町が事業者に対し40円請求できる権利(求償権)を有するが、この権利は放棄する(町宿泊税条例第11条の2第2項)もの。

2. 概要 [倶知安町協議書より]

課税団体	北海道倶知安町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用及び第11条の2第1項に規定する納入に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	<u>宿泊料金の3%</u>
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約7.5億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約0.4億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

倶知安町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

倶知安町の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしている。

② 住民の負担

このため、「住民の負担」が「著しく過重」と言えるかが、同意の適否におけるポイントとなる。

住民の負担という観点からは、宿泊行為に課される消費税の税率は10%であり、倶知安町宿泊税の税率3%と合わせると納税義務者の税負担額は宿泊料金の13%となる。

宿泊行為は、消費税引上げ後における低所得者に配慮した軽減税率対象項目ではない中、倶知安町宿泊税により追加的負担となる3%という税率は、1人1泊当たりで見た場合、オフシーズンで8割を占める1万1千円未満の宿泊料金だと330円未満の金額、ハイシーズンで8割を占める3万5千円未満の宿泊料金だと1,050円未満という金額であり、著しく過重とまでは言えないと考えられる。また、より高額な宿泊料金に対してもその担税力に応じて課されるものであることから、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。

さらに、13%という税率を見ても、海外においては、宿泊行為に課される税率が、多くの国で10%を超える税率での課税が行われており、高いところでは20%を超えている例もあることを踏まえると、著しく過重とまでは言えないと考えられる。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

倶知安町宿泊税は、倶知安町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

倶知安町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。